

令和 8 年第 3 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 1 1 0 号 令和 8 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管
水道事業会計への繰出し P 2
- 2 議案第 1 1 5 号 令和 8 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 1 号） P 3
- 3 議案第 1 2 0 号 議決事件の一部変更について
（（主）生実本納線（赤井町地区）函渠整備工事（7－2）
に係る工事請負契約） P 5
- 4 議案第 1 2 1 号 市道路線の認定について P 7

(下水道企画部下水道経営課)

【議案第 110 号】

令和 8 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管
水道事業会計への繰出し

1 繰越明許費の設定

(1) 補正理由

土気地区で実施予定の水道管路耐震化事業（配水管更新工事）が、入札不調により適正工期での年度内完了が困難となったため、当該事業の財源となる一般会計からの繰出金について、繰越明許費を設定するものである。

(2) 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	水道費	水道事業会計への繰出し (水道事業出資金)	36,876

(参考) 水道事業会計

(款) 資本的支出 (項) 建設改良費

(単位：千円)

事業名	内容	事業費	財源内訳	補正額
水道管路耐震化事業	配水管更新工事 (土気地区)	173,415	企業債	112,000
			国費	5,901
			県費	16,144
			一般会計 出資金	36,876
			内部留保	2,494

※建設改良費は地方公営企業法の規定により翌年度に繰り越すことができるため、水道事業会計の補正は行わない。

(下水道施設部雨水対策課)

【議案第 115 号】

令和 8 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

1 下水道事業会計継続費の補正

(1) 補正理由

中央区弁天 3 丁目地内で実施している雨水貯留槽の整備事業において、掘削土砂の性状を踏まえた発生土処分方法の変更、現場状況に対応した水中コンクリート等の仕様変更、物価高騰によるインフレスライド対応により、継続費の総額、年割額及び事業期間の変更が必要となったため、継続費の補正を行うものである。

(2) 継続費補正

ア 補正額

700,000 千円

イ 事業期間

補正前：令和 4 年度から令和 8 年度まで

補正後：令和 4 年度から令和 9 年度まで

ウ 総額及び年割額

(単位：千円)

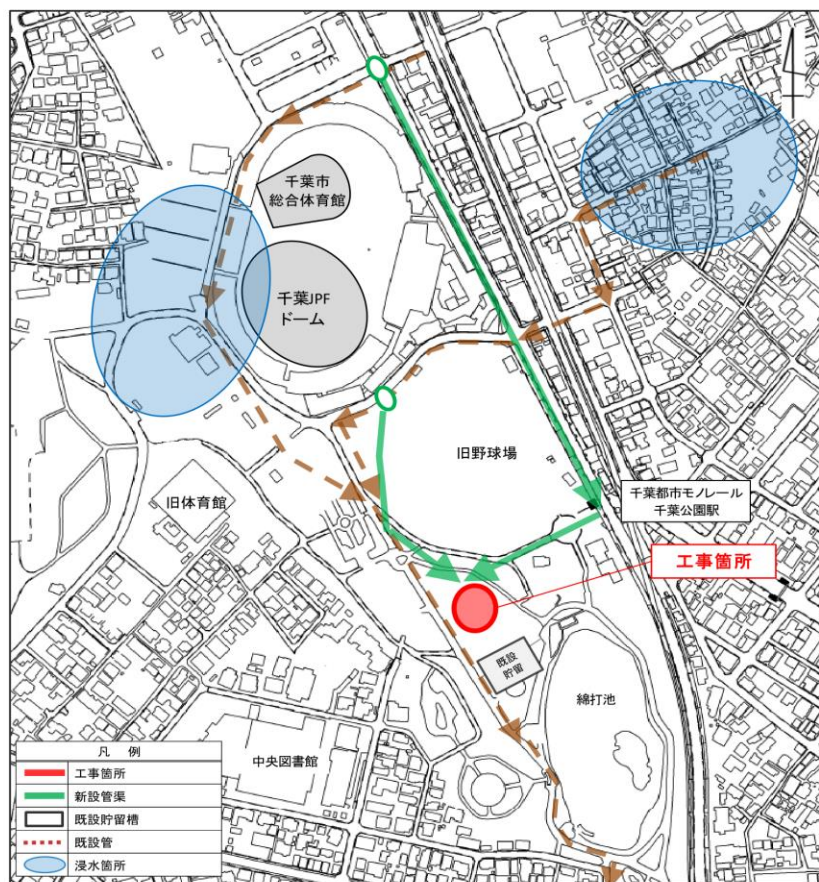
事業名			補正前			補正後		
下水道事業会計	中央処理区 下水道整備事業 (弁天雨水)	年度	年割額	財源内訳		年割額	財源内訳	
				国庫補助金	企業債		国庫補助金	企業債
		R4	374,000	165,000	209,000	374,000	165,000	209,000
		R5	568,000	273,000	295,000	568,000	273,000	295,000
		R6	603,000	288,500	314,500	603,000	288,500	314,500
		R7	728,000	349,000	379,000	728,000	349,000	379,000
		R8	727,000	348,500	378,500	727,000	348,500	378,500
		R9	-	-	-	700,000	300,000	400,000
合計			3,000,000	1,424,000	1,576,000	3,700,000	1,724,000	1,976,000

(3) 補正額の内訳

(単位：千円)

No.	項目	事業費
1	発生土処分方法の変更	264,000
2	水中コンクリート等の仕様変更	254,000
3	インフレスライド対応	182,000
合計		700,000

雨水貯留槽位置図（参考）



【議案第120号】

議決事件の一部変更について

((主) 生実本納線(赤井町地区) 函渠整備工事(7-2)に係る工事請負契約)

1 提案理由

令和7年9月17日に契約を締結した(主) 生実本納線(赤井町地区) 函渠整備工事(7-2)に係る工事請負契約について、工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド)の適用や設計変更の必要が生じたことに伴い契約金額及び工期を変更するもの。

2 当初契約の概要

- (1) 工事名称 (主) 生実本納線(赤井町地区) 函渠整備工事(7-2)
- (2) 施工場所 千葉市中央区赤井町地内外
- (3) 工事概要 函渠工 一基
補強土壁工 一式
舗装工 一式
防護柵工 一式
- (4) 契約方法 制限付一般競争入札
- (5) 契約金額 1,657,130,200円
- (6) 工期 契約締結日の翌日から令和8年12月21日まで
(契約締結日 令和7年9月17日)
- (7) 請負者 橋本・市原特定建設工事共同企業体

3 契約金額の変更

(単位：円)

当初契約額		1,657,130,200	変更の主な理由
変更内容	スライド条項の適用	56,243,000	資材・労務単価等が変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し増額変更するもの。
	設計変更	▲32,759,100	施工に当たり追加で実施した地質調査及び現地に則したう回路の計画高さ見直しの結果、函渠整備時に土留めとして必要となる鋼矢板の範囲が縮小できたことから減額変更するもの。
	変更額計	23,483,900	
変更後契約額		1,680,614,100	

4 工期の変更

(1) 変更理由

う回路整備に支障となる占用施設（水道、電気、通信）の移設について、各占用施設の利用者と調整や施工工程調整に当初想定していた以上の時間を要したため。

(2) 工期

変更前 令和7年9月18日から令和8年12月21日まで

変更後 令和7年9月18日から令和9年 3月31日まで

5 スケジュール

今回案件分

令和8年 9月 函渠工事 変更契約

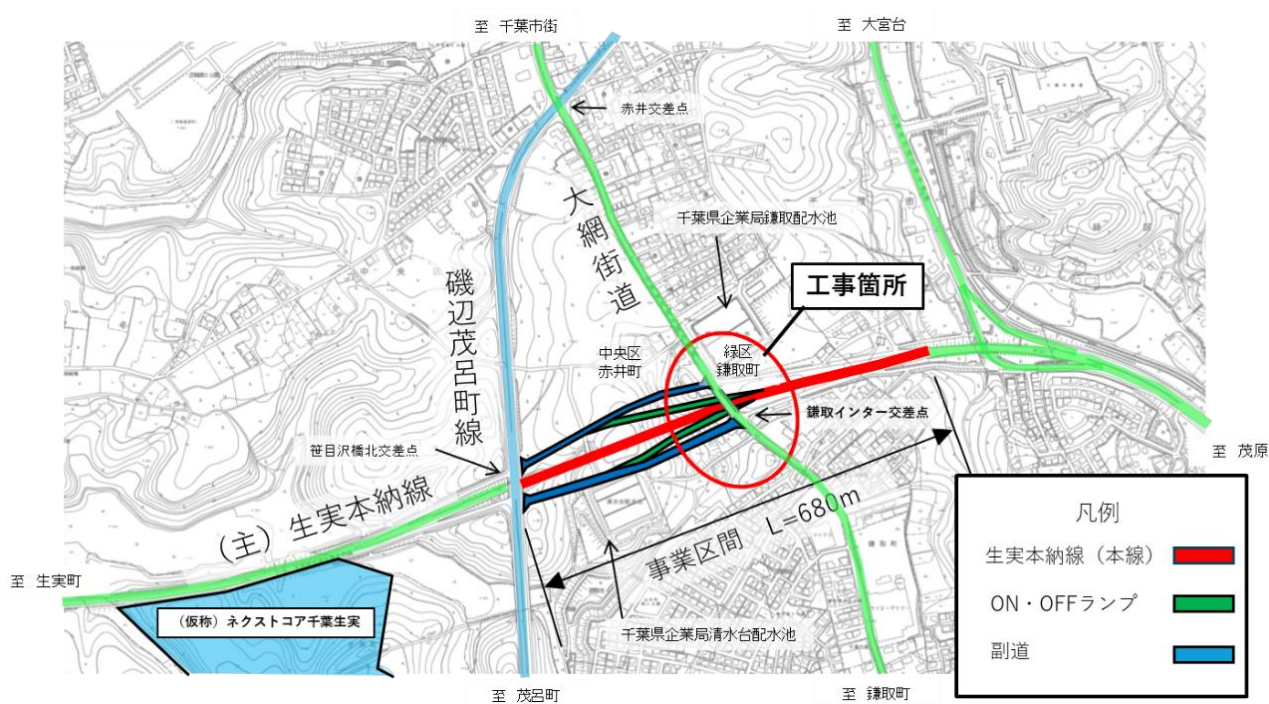
令和9年 3月 函渠工事 完了

その他工事

令和8年 8月～ 舗装工事 着手

10月～ 排水・擁壁工事（茂原側） 着手

令和9年 3月 本線供用開始予定



(土木部路政課)

【議案第 1 2 1 号】

市道路線の認定について

1 提案理由

市道路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるものです。

市道路線の認定 1 3 路線

2 内訳

(1) 認定

整理番号	認定理由	路線数
①～⑫	都市計画法に基づく開発行為に伴う認定	1 2
⑬	幕張小学校前道路改良事業に伴う認定	1

※本議案が承認された場合、市道路線数は 1 4, 9 6 4 路線、
路線総延長は 3, 5 2 8 k m。

(1) 認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
①	稲毛東 8 9 号線	稲毛東 6 丁目地内	稲毛東 6 丁目地内
②	大森町 9 7 号線	大森町地内	大森町地内
③	大森町 7 0 2 号線	大森町地内	大森町地内
④	小倉町 2 2 4 号線	小倉町地内	小倉町地内
⑤	小仲台 4 7 号線	小仲台 9 丁目地内	小仲台 9 丁目地内
⑥	小仲台 7 0 3 号線	小仲台 9 丁目地内	小仲台 9 丁目地内
⑦	殿台町 5 5 号線	殿台町地内	殿台町地内
⑧	小深町 6 9 号線	小深町地内	小深町地内
⑨	生実町 3 3 5 号線	生実町地内	南生実町地内
⑩	誉田町 2 6 7 号線	誉田町 2 丁目地内	誉田町 2 丁目地内
⑪	高田町 3 2 1 号線	高田町地内	高田町地内
⑫	下田町 1 4 5 号線	下田町地内	下田町地内
⑬	幕張 5 2 1 号線	幕張町 3 丁目地内	幕張町 4 丁目地内